

福岡県公報

平成18年10月13日
第 2 5 9 4 号

目 次

告 示 (第1965号-第1989号)

○市町の廃置分合に伴う八女市の人口	(地 方 課) …………… 1
○都市計画の変更	(都市計画課) …………… 1
○都市計画の変更	(都市計画課) …………… 1
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河 川 課) …………… 2
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河 川 課) …………… 2
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河 川 課) …………… 3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) …………… 3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) …………… 4
○予防接種を行う医師	(健康対策課) …………… 4
○土地区画整理事業の換地処分の完了の届出	(都市計画課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○建築協定の認可	(建築指導課) …………… 5
○公共測量の実施	(土木管理課) …………… 5
○公共測量の実施	(土木管理課) …………… 5
○公共測量の実施	(土木管理課) …………… 5
○土地改良区の設立の認可	(農地計画課) …………… 6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8

公 告

○平成18年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) …………… 9
---------------------	-----------------

告 示

福岡県告示第1965号

平成18年10月1日から八女郡上陽町を廃し、その区域を八女市に編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項の規定に基づき八女郡の区域の人口を、同令第177条第1項の規定に基づき八女市の人口を、それぞれ次のとおり告示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻 生 渡

八女郡の区域	50,689人
八女市	42,816人

福岡県告示第1966号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻 生 渡

宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1967号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

宗像都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1968号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

矢部川水系白木川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

八女郡立花町大字白木字中迫4868番2地先から

八女郡立花町大字白木字真弓谷4765番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 立花町

所在地 八女郡立花町大字原島95番地1

代表者 立花町長 田中 礼助

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属

物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1969号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

矢部川水系辺春川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

八女郡立花町大字下辺春字深野3403番2地先から

八女郡立花町大字下辺春字3321番2地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 立花町

所在地 八女郡立花町大字原島95番地1

代表者 立花町長 田中 礼助

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属

物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1970号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

矢部川水系辺春川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

八女郡立花町大字兼松字出の原1695番1地先から

八女郡立花町大字兼松字出の原1708番2地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 立花町

所在地 八女郡立花町大字原島95番地1

代表者 立花町長 田中 礼助

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属

物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第1971号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 区域の名称 吉田東3丁目

2 区域の所在地 遠賀郡水巻町吉田東三丁目

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から8号までを順次結んだ線及び標注番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	地番	標注番号
遠賀	水巻	吉田東三丁目	5044番1	1号
			1660番1	2号
			1658番	3号
			1462番1	4号
			1655番1	5号
			1657番1	6号
			5041番	7号及び8号

福岡県告示第1972号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全九州ヘルプネット

(2) 代表者の氏名

森永 博隆

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区米町1丁目3番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、交通安全教室等地域安全活動、保険全般に関するアドバイス事業等を行なうことで社会教育の推進並びに市民生活の安全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
椎田小川池土地改良区	18・10・2

福岡県告示第1974号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡添田町大字添田1013の1	医療法人養生会 宮城内科胃腸科医院	宮城博幸
田川郡添田町大字添田1013の1	医療法人養生会 宮城内科胃腸科医院	宮城委史
田川郡添田町大字庄890-5	中山医院	中山晴郎
田川郡添田町大字庄893-1	医療法人 中山産婦人科医院	中山麻子
田川郡添田町大字添田2093の3	川口医院	川口浩
田川郡添田町大字添田2093の3	川口医院	川口幸男
田川郡添田町大字添田1265番地の2	雪竹医院	雪竹浩
田川郡添田町大字添田1265番地の2	雪竹医院	本廣資子
田川郡添田町大字添田1409番地	柳瀬外科医院	柳瀬靖
田川郡添田町大字添田1409番地	柳瀬外科医院	柳瀬豊
田川郡添田町大字添田1409番地	柳瀬外科医院	柳瀬晃
田川郡添田町大字添田1448番地	勝野内科クリニック	勝野誠
田川郡添田町大字庄249番地	医療法人社団 庄宮城医院	宮城理

福岡県告示第1975号

粕屋町門松東土地区画整理事業の施行者である粕屋町から、換地処分を完了した旨の届出が平成18年9月13日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖線 朝倉	朝倉市古毛1499番3先から 同市古毛2297番3先まで

福岡県告示第1977号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 土地所有者等の住所及び氏名
福岡市東区多の津三丁目8番24号
三興住宅企業株式会社
- 協定の理由
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 協定の概要
建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠の基準を定める。
- 協定区域の地名
糸島郡二丈町大字吉井字栗崎3815番124ほか
- 区域の面積
16,911.48平方メートル

福岡県告示第1978号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 測量の種類
公共測量（撮影・デジタルマッピング及び数値地形図修正）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宮若市全域	平成18年8月25日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第1979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 測量の種類
公共測量（水準測量、基準点測量、平板測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉麻市大力～朝倉市秋月野鳥	平成18年9月15日から 平成19年3月15日まで

福岡県告示第1980号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、前原市開発公社理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基準点の座標変換作業及び公共測量（現況図、地区界測量図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
前原市大字多久及び大字富の一部地域	平成18年9月19日から 平成19年3月31日まで

福岡県告示第1981号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
山川地区土地改良区	平成18年10月3日

福岡県告示第1982号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

県営筑後東部第2期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成18年10月13日から 平成18年11月13日まで	柳川市役所 筑後市役所
--------------------------------------	--------------------------------	----------------

福岡県告示第1983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所1390番1先から同郡同町大字採銅所1323番3先まで	9.0 ～ 15.4	343.5
			後	同上	12.8 ～ 21.0	343.5
田川	県道	田川方直線	前	田川市大字糶824番1先から同市大字糶763番1先まで	7.6 ～ 9.0	403.9
			後	同上	11.9 ～ 13.0	403.9
田川	県道	田川方直線	前	田川市大字糶900番1先から同市大字糶1639番1先まで	7.5 ～ 10.0	106.1
			後	同上	11.2 ～ 12.9	106.1

田川	県道	田直川方線	前	田川市大字伊田4595番1先から 同市大字伊田4623番7先まで	7.7 ～ 9.4	185.6
			後	同上	10.6 ～ 12.6	

福岡県告示第1984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川郡香春町大字採銅所1390番1先から 同郡同町大字採銅所1323番3先まで
田川	田直川方線	田川市大字櫛824番1先から 同市大字櫛763番1先まで
田川	田直川方線	田川市大字櫛900番1先から 同市大字櫛1639番1先まで
田川	田直川方線	田川市大字伊田4595番1先から 同市大字伊田4623番7先まで

福岡県告示第1985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	北九州小竹線	前	飯塚市勢田1294番8先から 同市口原337番1先まで	10.0 ～ 23.0	656.0
			後	同上	14.0 ～ 23.0	
飯塚	県道	口ノ原築線	前	飯塚市有安459番1先から 同市綱分761番19先まで	8.5 ～ 20.6	790.0
			後	同上	16.0 ～ 27.5	

福岡県告示第1986号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	飯塚市菰田西3丁目175番4先から 同市飯塚154番21先まで	12.6 ～ 14.0	200.2	

飯塚	県道	瀬戸線	前	同上	12.0 ～ 14.6	358.0	うち飯塚 大野城線 重用延長 79.6m
			後	飯塚市菰田西3丁目177番2先から 同市飯塚152番4先まで	16.0 ～ 17.0	298.5	
			後	同上	12.0 ～ 16.0	456.3	うち飯塚 大野城線 重用延長 111.0m

福岡県告示第1987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	瀬戸線	飯塚市菰田西3丁目177番2先から 同市飯塚152番4先まで

福岡県告示第1988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 同郡同町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	同上	11.5 ～ 115.0	6,930.0
			後	同上	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			後	同上	11.5 ～ 115.0	6,930.0
行橋	県道	椎田線	前	行橋市天生田188番1先から 同市天生田897番先まで	6.0 ～ 33.0	188.0
			前	同上	10.0 ～ 27.0	196.0
			後	同上	10.0 ～ 27.0	196.0

福岡県告示第1989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	椎田線 勝山	行橋市天生田188番1先から 同市天生田897番先まで

公 告

公告

平成18年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成18年10月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められた者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められた者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成19年2月16日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号
第一経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、県内に住所地を有する者は、当該住所地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健所（ただし、北九州市にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センターとする。）へ、県外に住所地を有する者は、直接福岡県保健福祉部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して所定の切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年1月4日（木曜日）から同月11日（木曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年1月11日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成19年3月14日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問い合わせには応じない。